

学内公認団体関係者各位

学生部長 徳重 あつ子

## 学友会活動：活動（練習）内容について条件・遵守事項の変更について

新型コロナウイルスの国内感染者数が一時の急激な拡大に比べて、減少傾向が続き、全国的に海外渡航、入国制限、飲食、イベント開催等についてもルールが緩和されたことに伴い、11月1日から大学の活動制限レベルも1.5から1.0へ引き下げられることになりました。学友会活動においても、下記のとおり一部緩和を図ることにいたします。

## 記

## 活動（練習）内容について条件・遵守事項

各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること

- 1) 各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドラインを遵守すること
- 2) 「3つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること（更衣、飲食の際は特に注意をする、更衣室を含め、活動場所の換気はこまめに行うこと）
- 3) 各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施
- 4) 参加人数・練習時間を削減する
- 5) オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努める
- 6) 練習終了後は速やかに帰宅させること
- 7) 大人数での会食は自粛を要請する。少人数かつ感染症防止策がなされている「認証店」での飲食は可とするが感染症対策に留意すること
- 8) 練習（活動）参加を強制しないこと。また不参加に伴う不利益な取扱をしないこと
- 9) 学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに顔に触れないよう手指消毒を行うこと
- 10) 全ての練習（活動）中は、不織布マスクの着用を原則とするが、他者と身体的距離の確保ができ、声出し、会話をしない場面においては、着用を必要としない
- 11) 練習（活動）時間（4時間/日）の制限を解除するが、できる限り4時間以内で終了すること。また、遅くとも20時00分までに終了すること（これ以上の延長は認めない）
- 12) 合宿や他校との練習試合等の活動は、兵庫県対処方針に沿って制限する。ただし、諸願提出期限を超えての申し出は認めない。練習試合は計画的に行うこと
- 13) 発熱、倦怠感、のどの違和感がある等、普段と体調が異なる時には、登学を控えるよう徹底すること
- 14) 本学での練習試合や公式試合の際に、観客を動員する場合は、諸願および学舎等一時許可申請書と一緒に「観客動員願（日時、大学名/チーム名、各大学/チームの観客数、動線等受け入れ体制、理由を要記載）」提出すること

※ これらの遵守事項が守られていないと判断した場合は、感染症対策委員会が活動停止を指示することがあります。

※ 本書に記載の条件・遵守事項に該当しない活動が計画されている場合は、事前に学生部へ相談してください。

※ 詳しくは兵庫県“新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針”（最新更新版）に準じます。次のURL『新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針』内、2学校等（2）県内大学 - 2部活動・サークル活動を必ず確認してください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

以上